

改正

令和3年7月28日条例第17号

令和5年12月7日条例第18号

上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる

事務及び町の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和3年7月28日条例第17号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年12月7日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

執行機関	事務
1 町長	上里町こども医療費支給に関する条例（昭和48年上里町条例第3号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年上里町条例第20号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 町長	上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年上里町条例第13号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2（第4条第1項及び第2項関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	上里町こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費助成金の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成金支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 町長	上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 上里町こども医療支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 重度心身障害者医療費助成金支給関係情報であって規則で定めるもの</p>

<p>3 町長</p>	<p>上里町重度心身障害者 医療費支給に関する条 例による医療費助成金 の支給に関する事務で あって規則で定めるも の</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
-------------	---	--